

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。
表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

イベント企画契約書の署名にあたっての覚書

WORLD ATHLETICS、日本陸上競技連盟（「主催加盟メンバー」）及び東京 2025 世界陸上財団（「LOC」）は、WORLD ATHLETICS、主催加盟メンバー及び LOC の間で 2024 年 1 月 16 日付けにて締結したイベント企画契約書（「本イベント企画契約」）に関して、当事者が連携し、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「本イベント」）を成功させるため、以下について当事者で確認する。

1. 誠実協議等

- 1.1** 本イベント企画契約 4.5 条の協議事項には、本イベントに関する公式会場又はその他の大会に関連する重要な事項の変更を含む。ただし、かかる変更は常に WORLD ATHLETICS による承認が必要となる。
- 1.2** 本イベントにおけるサービスレベルについては、本イベントの成功及び持続的な開催に向け、当事者間において、最適化、合理化の観点から、共同で評価及び協議する。ただし、重要な変更は WORLD ATHLETICS の承認が必要となる。

2. 知的財産権

- 2.1** WORLD ATHLETICS は、(i)LOC 又は LOC が指定する第三者が、契約期間中、非商用かつイベントの機運醸成目的において、知的財産権(本イベント企画契約 15.3 条に定めるものをいう。以下本条において同じ。)を使用すること、並びに(ii)主催加盟メンバー及び LOC、又は LOC が指定する第三者が、契約期間後、非商用かつアーカイブ及び／又はレガシー目的において、知的財産権を使用することを許諾するものとし、その範囲は LOC、WORLD ATHLETICS 及び当該第三者との間で誠実に協議し、その条件をライセンス契約に盛り込むものとする。
- 2.2** WORLD ATHLETICS 及び WA 商業パートナーは、本イベント企画契約 15.5 条及び 15.6 条に定める東京都の企業ブランド、企業ロゴ、知的財産権等の使用に当たっては、その範囲・方法等について、主催加盟メンバー及び LOC の事前の書面による同意を得る。

3. 開示

- 3.1** 当事者は、本イベント企画契約を、他の当事者の同意を得たうえで、開示する権利を有する。ただし、当該同意は不合理に留保されてはならない。

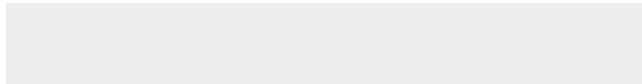
- 3.2 当事者は、秘密情報について、開示が法的又は政府の手續のために必要となる範囲で、かつ、他の当事者に対して、書面で、適時に、当該開示予定を通知し、該当する法的又は行政手續に関する詳細を提供し、他の当事者の同意を得た後に、開示する権利を有する。ただし、当該同意は不合理に留保されてはならない。

WORLD ATHLETICS

氏名:セバスチャン・コー

役職:会長

署名:



主催加盟メンバー

LOC

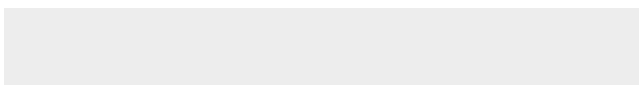
氏名:尾縣 貢

氏名:尾縣 貢

役職:会長

役職:会長

署名:



署名:

